


第二次北本市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版



育てよう地域の力
ともに創ろう
誰もが暮らしやすいまち
北本

平成30年3月

北本市

北本市社会福祉協議会

計画策定の趣旨

北本市及び北本市社会福祉協議会は、市民・地域・行政による一層の連携を図るため、「第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、“誰もが人を支え、誰もが人に支えられながら、自分らしく安心して幸せに暮らすことのできる地域づくり”を目指します。



(地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体とする意義)

北本市地域福祉計画は、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針であり、北本市全体で地域福祉を効果的に推進する方策を示す計画です。

北本市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づき、市民、自治組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体など、個人と多様な組織・団体が協働して地域福祉を主体的に実践することを支援する計画です。

両計画を一体化することにより、市が直面する生活課題や福祉ニーズを共有した上で、北本市・北本市社会福祉協議会の取り組みを明確にし、協働性と実効性を高めながら、独自の地域福祉を推進します。

計画名	地域福祉計画	地域福祉活動計画
推進組織	北本市	北本市社会福祉協議会
計画の性格	行政計画	民間計画
一体化の意義	[生活課題や福祉ニーズの共有][推進の方向性と実践の連動]	

計画期間

本計画の期間は、平成30年度当初から平成34年度末までの5年間とします。

市民・関係団体・地域の意向調査

本計画の策定にあたり、市民アンケート、関係団体ヒアリング、地域懇談会を行い、市民や地域団体などからの幅広い意見を計画に反映しました。

市民アンケート	対象：満18歳以上の市民2,000人 回答数：915人(回答率45.8%)
関係団体ヒアリング	対象：福祉ボランティア団体、福祉サービス事業者など132団体 回答数：66票(回答率50%)
地域懇談会 (ワークショップ)	対象：8圏域 実施：第1回 平成29年6月14日～6月27日(合計8回) 第2回 平成29年7月19日～8月1日(合計8回) 参加数：延べ304人

地域福祉の基本方針

●北本の地域福祉の理念●

育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本

育てよう地域の力

これまで育まれてきた「地域の力」を活かし育て続けるとともに、これからの時代に相応しい地域の力のあり方を協議しながら、市民全員でそれぞれの地域の力を育てていく必要があります。

この地域の力を育てるにあたって、北本市及び北本市社会福祉協議会は様々な支援と新たな仕組みを構築します。

ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち北本

誰もが暮らしやすい北本市を創るためには、地域の力を育むことはもちろん、北本市・北本市社会福祉協議会・関係団体がそれぞれの責任を果たすことが必要となります。

「ともに」には市民同士とともに公私の協働を、「創ろう」には既存の枠組みにとらわれない新たな実践を「創造する」という意味を付与しました。

また、「誰もが」には様々な生活課題を持った市民を包括的に支援する意味を含めました。

市民の声 (市民自身にできること)

市民アンケート、関係団体ヒアリング、地域懇談会より



- 困ったこと、不安なことは、まず誰かに聞いてもらう。
- 地域であいさつ運動を行う。
- 見守り隊をつくり、訪問する。

- ひとりで悩まず、必要を感じたときは、他者の知恵を借りる。
- 自治会館などの身近な施設を遊び場に使えるようにする。
- 障がい児の親同士のつながりをつくる。



- 気が向いた時だけでも気軽に地域の活動に参加する。
- 買い物やゴミ出しに困っている人に声をかけてみる。
- 自治会の楽しさ、自治会加入のメリットを伝える(災害時のことなど)。

●地域課題●

- 隣近所や世代間で、ふれ合う機会が少なくなってきた
- 福祉活動への意欲はあるが、他者への支援を実践することが難しい
- サービスや相談場所を知らないために、必要な支援を受けていないケースがある

- 新たな担い手が少ない
- 現在の担い手の高齢化
- 同じ人が複数の役員を兼任する“二極化”
- 地域福祉活動に参加するモチベーション（動機付け）を後押しする方策が必要

- 「ちょっとした困りごと」が生活のしづらさにつながる
- 支援をする人、支援を必要とする人の双方に事情（課題）がある
- 高齢化や核家族化が進む中、権利擁護や虐待防止への一層の取り組みが必要

- 高齢化などにより、支援を必要とする人の増加が予想されるため、日常や緊急時の「安全」への体制強化が必要
- 暮らしを支える基盤として、医療体制と福祉サービスの充実、生活環境の整備が必要

- 市民が直面する生活上の「様々な不安」、多岐にわたる課題に対し、関係機関が一体となって取り組む体制が重要
- 社会的に孤立状態にある人、制度の狭間にあっても必要な支援を受けていない人に対し、包括的な支援体制の整備が必要

●取り組みの視点●

- すべての世代において、福祉の心を学ぶ機会の充実
- ふれ合いを通じて、お互いを知り、支えることの大切さを学ぶ
- 市民に情報が着実に伝わる、多様な情報チャンネル（経路）の活用

- 地域福祉活動に直結する即戦力の専門的な人材養成と、長期的な視点からの担い手育成
- 地域活動に意欲的な担い手の掘り起こし、「認識から実践」に踏み出す“きっかけ”の拡大

- 市民同士や地域で自然にお互いを支えあう「地域解決力」が重要
- 地域に深く根付いている自治会やコミュニティ委員会の活動への支援
- 権利擁護制度の一層の普及

- “支援を必要とする人”を中心とする災害時の避難支援対策がこれまで以上に重要
- 地域に適した地域包括ケア体制の整備
- 市民の協力意向の高い「安全・安心」の面から、地域福祉の実践

- 生活上の「様々な不安」を早期発見し、関係機関からの支援につなげる、市民に「わかりやすい支援体制」の構築
- 北本市のリーダーシップの発揮と、多くの主体の連携体制の強化
- 経済的や精神的に課題を抱える市民への支援と、未然防止対策の充実



●目標●

●施策●

目標①

すべての世代に
福祉の心を広げる

1-1 福祉の心を育む学習機会の充実

1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充

1-3 市民への情報発信の充実

目標②

多様な担い手が
活躍する仕組みづくり

2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成

2-2 担い手が活躍する機会の充実

目標③

みんなが主役になる
地域福祉の推進

3-1 協働による地域福祉活動の推進

3-2 市民活動を支援する仕組みの推進

3-3 みんなでつくる人権尊重社会の推進

目標④

一人ひとりの安心と
安全を守る地域づくり

4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進

4-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実

4-3 安全な暮らしを守る地域環境の形成

目標⑤

公民協働の
地域福祉推進体制の強化

5-1 地域福祉推進体制の構築

5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実

5-3 幅広い生活課題への公民協働の推進

施 策 概 要

目標①

すべての世代に福祉の心を広げる

地域福祉推進の根幹として、すべての市民に福祉の心(みんなの幸せを願う心)が広がることを目指すため、すべての世代が福祉を学ぶ機会の充実、市民同士がふれ合う機会の創出、市民への適切な情報の発信を通じて、市民一人ひとりに福祉の心の形成を図ります。

施策	主要事業
1-1 福祉の心を育む学習機会の充実	(1) 学校教育、家庭教育、公民館活動を通じた福祉意識の向上 (2) 学校や地域の福祉教育への支援
1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充	(1) 同世代や多世代の交流を図る事業の推進 (2) 地域主体や民間主体の活動への支援
1-3 市民への情報発信の充実	(1) 効果的な情報発信の実施 (2) 地域資源を活かした情報発信の充実

目標②

多様な担い手が活躍する仕組みづくり

地域福祉の基盤として、少子高齢化の中で深刻化する担い手問題の解決を目指すため、意欲的な市民や企業を掘り起こす新しい担い手育成策を実施するとともに、多様な担い手が地域で活躍する機会の充実を図ります。

施策	主要事業
2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成	(1) 地域主体の福祉活動を支える担い手の確保 (2) 担い手になるきっかけづくり、専門的な人材の確保
2-2 担い手が活躍する機会の充実	(1) 多様な分野における活動機会の充実 (2) ボランティア活動の活性化

目標⑤

公民協働の地域福祉推進体制の強化

地域福祉の推進母体となる公民協働による体制強化を目指すため、北本市と北本市社会福祉協議会との緊密な連携と多様な主体のネットワーク化を進め、これからの時代に予想される様々な課題に迅速に対応できる連携体制を構築します。



目標③

みんなが主役になる地域福祉の推進

地域福祉の基本となるお互いの人権を尊重する地域を形成します。その上で、市民や地域の主体的な活動を支援する仕組みの構築と各主体が一体となる取り組みを促進し、地域福祉に参加することに喜びを感じられる地域社会を構築します。

施策	主要事業
3-1 協働による地域福祉活動の推進	(1) 協働による地域福祉活動の推進
3-2 市民活動を支援する仕組みの推進	(1) 地域福祉活動を担う市民への支援
3-3 みんなで作る人権尊重社会の推進	(1) 虐待、差別などの解消による明るい地域社会の創造 (2) 権利擁護制度の利用促進

目標④

一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

地域福祉の最大のテーマである、市民一人ひとりが安心と安全を感じる地域づくりを目指すため、支援を必要とする人を支える環境づくり、暮らしを支えるサービスの充実を図ります。

施策	主要事業
4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進	(1) 緊急時に支援を必要とする人の把握方法 (2) 緊急時に支援を必要とする人の情報共有 (3) 緊急時に支援を必要とする人の支援活動の推進
4-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実	(1) 利用者本位のサービス・事業が提供される環境づくり (2) ニーズに応じた生活支援サービス・活動の推進
4-3 安全な暮らしを守る地域環境の形成	(1) 地域の安全な暮らしを守る取り組みの推進

施策	主要事業
5-1 地域福祉推進体制の構築	(1) 地域課題を積極的に発見・対応していくアウトリーチ型の新しい取り組みの推進 (2) 地域課題を解決するための連携体制の整備 (3) 計画の推進体制
5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実	(1) 地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実 (2) 支部社協の活性化、公民館活動との連携強化
5-3 幅広い生活課題への公民協働の推進	(1) 生活に困窮している人への自立支援 (2) 必要な支援を受けていない人の早期把握と迅速な支援 (3) 地域資源の活用

平成30年度から重点的に取り組む事業

事業	施策番号
“居場所”づくりの推進	1-2(1)
地域課題解決型担い手養成講座の開催	2-1(1)
アクティブシニア社会参加支援事業	2-1(2)
ちょこっと困りごとサービス	3-1(1)
地域懇談会の開催	3-1(1)
避難行動要支援者名簿への同意促進	4-1(2)
地域福祉コーディネーターの設置	5-1(1)

PDCAサイクルに基づく計画推進

(新設する北本市地域福祉推進委員会による進行管理)

毎年度、市及び社協が、本計画に掲げた施策の進捗管理を行い、その結果を基に、北本市地域福祉推進委員会において進捗状況の評価と次年度以降の改善策を検討します。

北本市及び北本市社会福祉協議会は、北本市地域福祉推進委員会の検討結果(意見具申)に基づき、社会情勢や国の動向なども勘案し、次年度の施策及び事業予定を検討し、実行します。

